

「対日直接投資促進戦略」重点事項推進ワーキング・グループ 運営要領（案）

「対日直接投資促進戦略」重点事項推進ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）の運営については、「対日直接投資促進戦略」重点事項推進ワーキング・グループの設置」（令和4年5月13日対日直接投資推進会議決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. ワーキング・グループは、原則として非公開とする。
2. ワーキング・グループの配布資料及び議事概要は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事概要の全部又は一部を公表しないものとするができる。
3. この運営要領に定めるもののほか、ワーキング・グループに関し必要な事項は座長が定める。